

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年7月2日

さいたま地方法務局川口出張所 登記官 関田 徹

記

| 1 手続番号 | 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|--------------------|---------------------|
| 第 0306-2024-0053 号 | 川口市大字安行領根岸字小谷島399番地 |
| 第 0306-2024-0056 号 | 川口市大字安行領根岸字谷下158番 |
| 第 0306-2024-0057 号 | 川口市大字安行領根岸字谷下159番 |
| 第 0306-2024-0058 号 | 川口市大字安行領根岸字谷下168番 |
| 第 0306-2024-0059 号 | 川口市大字安行領根岸字谷下169番 |